

## 手配旅行条件書（国内・海外）

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社 DMC トラベル（福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地 観光庁長官登録旅行業第 2186 号）（以下「当社」といいます。）が手配する旅行で、お客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）をお支払いいただきます。  
※取扱料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。
- (5) 当社は、手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

### 2. 旅行のお申込みと契約の成立

- (1) 当社にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に必要事項を記入の上、旅行代金の 30%相当額のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。旅行契約は、当社が予約を承諾し、申込書と申込金を受理した時に成立するものとします。お申込金は「旅行代金」「取扱料」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部に充当します。なお、旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回された場合には、お預かりした申込金を全額払い戻します。
- (2) 当社は、お客様と旅行契約を締結するに際し、申込金のお支払いを受けることなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が、お客さまに対し、申込金の支払いを受けることなく旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したときに、旅行契約が成立するものとします。
- (3) 当社は本項（1）にかかわらず、旅行代金の支払いと引換えに乗車券類、宿泊券、航空券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合については、口頭によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、当社がお客様のお申込みを受託した時点で、旅行契約が成立するものとします。
- (4) 当社は電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による手配旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この

期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

1) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- a. 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取り扱い特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- b. 通信契約のお申込みの際し、会員は申込みをしようとする「依頼しようとする旅行サービスの内容」に加えて「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- c. 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- d. 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(5) 当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

### 3. お申込み条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 旅行開始日に80歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) お客様が下記1)~3)のいずれかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
  - 1) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - 2) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - 3) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

### 4. 契約書面について

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券、航空券その他の旅行

サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

- (2) 本項(1)の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

## 5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金(変更料及び取消料を除きます。)をいいます。
- (2) ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。ただし、航空券については、ピーク時や混雑状況などにより、航空会社から当社への発券依頼が急遽入る場合があります、その際は上記の支払期日より早くお支払いいただく必要が生じる場合があります。

## 6. 空港諸税等のお支払い(海外旅行)

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、燃油サーチャージ等は運賃本体に含まれておりませんので、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。ただし、空港諸税の新設や税額の変更により徴収額が変更になる場合があります。
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手数料を申し受けます。

## 7. 契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容の変更を希望される場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に必要な費用とは別に、当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。

※変更についての規定及び変更手数料については、お申込みの旅行サービスにより異なります。別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

## 8. 旅行代金の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関などの運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

## 9. 渡航手続き

- (1) 旅行に必要なパスポート、ビザ、再入国許可、渡航先が求める所定のワクチン接種証明書・検査証明書(陰性証明書)等各種証明書および質問票・宣誓書・健康申告書等(以下「渡航書類」といいます)

す。) ならびに予防接種証明書の取得については、お客様ご自身で行っていただきます。また、お客様の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国が許可されなかった場合でも当社はその責任は負いません。

- (2) 当社は、別途定める当社旅行業約款（渡航手続代行契約の部）により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合でも、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証などの取得ができない場合、その責任を負いません。

## 10. 旅行契約の解除

- (1) お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお受けします。

- 1) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、又はこれから支払う費用

- 2) 当社所定の取消手続料金

- 3) 当社が得るはずであった取扱料金

(以下、1)～3)の合計を「所定の料金」といいます。)

※取り消しについての規定及び取消手続料金については、お申込みの旅行サービスにより異なります。別紙「旅行業務取扱管理表」にてご確認ください。

- (2) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。

- 1) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用

- 2) 当社所定の取り消し手続料金

- 3) 当社が得るはずであった取扱料金

- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の料金を差し引き払戻いたします。所定の料金が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

- (4) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関などに対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を払い戻します。

## 11. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係わる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます

- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 12. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - 1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 2) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 3) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - 4) 自由行動中の事故
  - 5) 食中毒
  - 6) 盗難
  - 7) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。
  - 8) その他、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被った場合
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償いたします。
- (4) 航空会社・宿泊機関等サービス提供機関の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社・宿泊機関等で予約が取り消されても当社は責任を負いません。その際の予約とは、当社又は当社以外の旅行会社、予約機関、お客様個人による予約を指します。

## 13. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

#### 14. 旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内・海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

#### 15. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際には、当該情報に関する書面をお渡しいたします。なお、契約後からご出発までの間に、新たに危険情報が出される場合がございます。当社では可能な限りその旨ご案内しますが、事情により行き届かない場合もございますので、ご出発前にお客様ご自身で最新情報を「外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」にてご確認くださいませようお願いいたします。

#### 16. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：[www.forth.go.jp/](http://www.forth.go.jp/)」でご確認ください。

#### 17. 個人情報の取扱について

当社の個人情報の取扱いにつきましては、下記 URL をご参照ください。  
<https://dmc-travel.co.jp/privacy-policy/>

#### 18. その他

この旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

制定年月日：2025年11月5日